

第4章 計画の基本理念、基本方針と削減目標

1. 計画の基本理念と基本方針

(1) 計画の基本理念

本市では、豊かな自然環境の保全や身近な生活環境の保全に積極的に取り組むとともに、歴史的都市構造や文化的環境も大切にしてきました。また、水資源が豊富なことから、90年前から全国唯一の市営水力発電事業を行っており、自然エネルギーの活用に取り組むなど、地球環境にやさしいまちづくりを進めてきました。

こうした中、本市の温室効果ガスの排出量は、2007年度を除き近年微減しているものの、1990年度と比較すると約20%増加しており、国が掲げた「2020年に1990年比25%削減」という目標を達成するためにも、本市自ら温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。

本計画では、自然環境との調和を保ちつつ、省資源、省エネルギー型の社会システムの中で、だれもが快適で心豊かな暮らしを続けていくことができるような、持続可能な低炭素社会を実現することを基本理念とします。

基本理念 持続可能な低炭素社会の実現

(2) 計画の基本方針

本市の温室効果ガス排出量を計画的かつ総合的に削減し、持続可能な低炭素社会の実現をめざすため、以下の5つの基本方針を掲げます。

基本方針 1

再生可能エネルギーの利用を推進し、限りある資源を有効に活用します。

石油や天然ガスなどの化石燃料は、いずれ枯渇する限りある資源です。これからは、光、熱、水などを有効に活用し、金沢の地域特性に合った再生可能エネルギーの利用を促進する「エネルギーの地産地消」を進めます。

基本方針 2

日常生活や事業活動の無駄をなくし、環境負荷の少ないエコライフ、エコオフィスへの転換を図ります。

大切に受け継がれてきた暮らしの工夫を活かした環境負荷の少ない生活や、新しい技術を取り入れた環境配慮型の事業活動を行います。また、金沢は学生のまちであり、コミュニティが培われてきたまちであることから、学生や地域と連携した取り組みを積極的に行い、環境教育・環境学習の推進にも努めます。

基本方針 3

公共交通の利用促進と快適に歩ける金沢らしいまちづくりの推進を図り、人と環境にやさしい交通環境を築きます。

人と環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしやすい交通環境を築きます。特に、平成26年度の北陸新幹線開業に向けて、金沢駅から様々な場所への移動を容易にする二次交通の充実を図るとともに、まちなかにおいては、そぞろ歩きができるような歩行環境の確保や自転車の利用環境の向上を図ります。

基本方針 4

緑化の推進と森林の再生を図り、二酸化炭素の吸収源の確保と熱環境の改善に努めます。

金沢のまちなかに残る自然の恵みや、古くから保全されてきた景観、斜面緑地などを活かした取り組みを進めるとともに、本市の豊かな環境を育む森林を守り、貴重な財産として後世に継承するため、ふるさとの森づくりを進めます。

基本方針 5

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進め、循環型社会を形成します。

廃棄物の発生を抑制し、処理・処分による環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環と回収を行う「循環型社会の形成」を図ります。

2. 削減目標の設定

(1) 基準年及び現状年の設定

基準年は、京都議定書に準じ1990年度とし、また、現状年は、本市における温室効果ガス排出量の算定可能な直近年度として公表している2008年度とします。

(2) 削減目標

1) 長期目標

対策導入による温室効果ガス削減量の積み上げを行うことはせず、将来の地域のあり方等を考慮し、戦略的な目標を設定します（バックキャスト）。

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下、「策定マニュアル」という）では、「2050年に現状比60～80%削減」することを奨励しています。

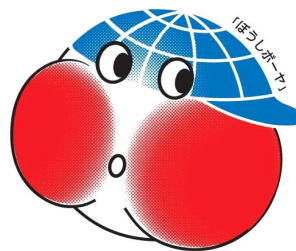
本市では、『金沢市環境基本計画（第2次）』（H21.3策定）において、2050年度の二酸化炭素排出量を現状（2006年度）より60%削減することを目標に掲げていますが、一方、国は、平成21年8月に環境大臣が「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」を発表するなど、基準年比80%削減することを長期的な目標としています。

本計画に掲げた基本理念である「持続可能な低炭素社会」を実現するため、本計画における長期目標は、国の長期目標を踏まえ、2050年度に、現状年比80%削減することとします。

長期目標

2050年度（平成62年度）に基準年比 76%削減

現状年比 80%削減（2,770千tCO₂削減）



ぼうしボーヤ

（金沢市地球温暖化防止マスコットキャラクター）

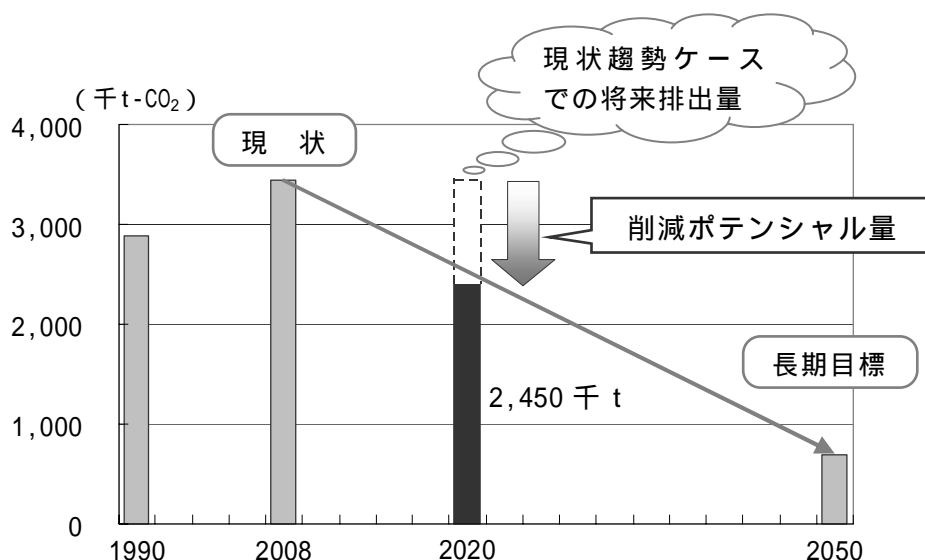
2) 中期目標

「策定マニュアル」では、2020年～2030年のいずれかの年に設定することを奨励していることから、本計画における中期目標は、本計画期間の最終年度である2020年度に設定します。

また、目標値については、現状趨勢ケースから排出削減ポテンシャル量を減じた値と、現状と長期目標設定値を直線で結び、その通過点として設定した中期目標年の値を比較し、より排出量の小さな値を中期目標に設定することとしています。

本市において、後者における2020年度の温室効果ガス排出量を算出すると、基準年比から7.4%削減され、2,670千tCO₂となります。

一方、現状趨勢ケースから排出削減ポテンシャル量を減じた場合、2020年度の温室効果ガス排出量は、基準年から15%削減され2,450千tCO₂となり、上記で算出した排出量よりも小さくなります。



そこで、本市の中期目標は、「策定マニュアル」どおり、現状趨勢ケースから排出削減ポテンシャル量を減じた値による削減率とします。

中期目標

2020年度（平成32年度）に基準年比 15%削減

現状年比 29%削減（1,012千tCO₂削減）

現在、国が掲げた25%削減の内訳が明確にされていませんが、今後、25%削減の具体的な内容が明らかになった場合には見直しを検討します。

排出削減ポテンシャル量とは、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及、公共交通機関の利用促進等の温室効果ガス排出抑制対策について、実現可能な分を最大限導入した場合の削減可能量をいいます。

2020年度における排出削減ポテンシャル量の内訳は以下のとおりです。

排出削減ポテンシャル量の内訳（2020年度）

分類	内容	削減量* (tCO ₂)
再生可能エネルギーの利用推進	マイクロ水力発電設備の設置	約 160
	バイオマスの有効活用	約 11,740
	太陽光発電設備の設置（メガソーラー含む）	約 46,600
	風力発電設備の設置	約 1,300
	太陽熱利用システムの設置	約 1,200
省エネルギー行動の推進等	エネルギー管理・省エネルギー行動の実践	約 201,000
	省エネ機器・システム等の普及、新改築における省エネ化	約 153,000
公共交通機関の利用推進等	マイカー利用の縮減	約 68,000
	エコドライブの実践	約 33,000
	エコカーの導入	約 36,000
循環型社会の形成	ごみ焼却施設の発電量の向上	約 8,000
国の施策等による削減		約 450,000
合 計		1,010,000

* 現状趨勢ケースでの2020年度の将来排出量からの削減量

3) 短期目標

現状のトレンド等を用いて温室効果ガス排出量を予測し、本市の施策や国の対策など温室効果ガス削減量の積み上げを行うことにより目標を設定します(フォアキャスト)。

「策定マニュアル」では、京都議定書の第一約束期間である2012年までの削減目標を設定することが奨励されていますが、本計画策定から2年と期間が短すぎることから、本計画における短期目標は、計画期間である2020年度までの10年間の中間年度で見直し年度に当たる2015年度に設定します。

現状のまま推移すると、2015年度における温室効果ガス排出量は約3,460千tCO₂と予測され、現状年程度の排出量となりますが、今後実施する施策による効果の積み上げを行うと、2015年度の温室効果ガス排出量は、2,880千tCO₂となり基準年レベルとなります。

そこで、本市の短期目標は、基準年レベルまで削減することとします。

短期目標

2015年度(平成27年度)に基準年比 ±0

現状年比 17%削減(582千tCO₂削減)

第5章に掲げる施策の実施による温室効果ガス削減量の積み上げは以下のとおりです。

温室効果ガス削減量の積み上げの内訳(2015年度)

分類	内容	削減量* (tCO ₂)
再生可能エネルギーの利用推進	マイクロ水力発電設備の設置	約 150
	バイオマスの有効活用	約 2,750
	太陽光発電設備の設置	約 6,350
	風力発電設備の設置	約 130
	太陽熱利用システムの設置	約 120
省エネルギー行動の推進等	省エネルギー管理、省エネルギー行動の推進	約 120,000
	省エネルギー機器等の導入、新改築における省エネ化	約 72,500
公共交通機関の利用推進等	マイカー利用の縮減	約 46,000
	エコドライブの実践	約 22,000
	エコカーの導入	約 12,000
循環型社会の形成	ごみ焼却施設の発電量の向上	約 8,000
国の施策等による削減		約 290,000
合 計		580,000

* 現状趨勢ケースでの2015年度の将来排出量からの削減量